

会議の傍聴要領

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、関係の係員に申し出て、係員の指示に従い入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 委員長の指示に従い、静穏に傍聴すること。
- (2) 会議場において発言を求めたり、委員の発言に対して、相手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行動をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

傍聴者がこの要領に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。